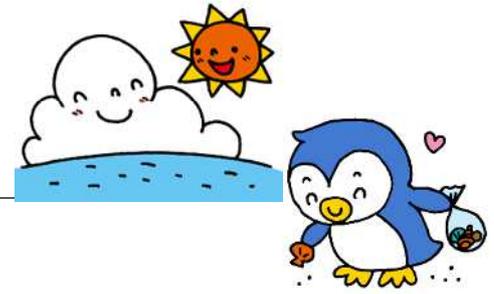


ほいくしょうとうにゆうしょ あんない 保育所等入所のご案内



1 保育園の種類について

＜認可保育所等＞ …お住まいの役所の窓口へ申請

◆ 認可保育所・認定こども園(保育所部分)

0歳児または1歳児クラスから小学校入学前まで通える保育園。

◆ 小規模保育事業・事業所内保育事業

0～2歳児クラスまでの保育園。3歳児クラスになる時に近くの認可保育所等に優先的に入れるように利用調整を行います。

◆ 家庭的保育事業

0～2歳児クラスまで、定員最大5名の少人数保育。3歳児クラスになる時に連携施設に優先的に入れるように利用調整を行います。入所するには事前に見学が必要です。

＜その他の保育施設等＞ …各園に直接申込み

◆ 川崎認定保育園

認可外の中でも、保育室の広さや職員の数など川崎市の一定の基準を満たした施設です。保育料補助制度があります(就労時間等の条件あり)。認可保育所を申し込まずに川崎認定保育園を利用している方は、全利用者の約8割を占め、認可保育所等と並び市の保育ニーズの重要な役割を担っています。

◆ 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

3歳から通います。教育時間終了後に預かり保育を実施しているところもあります。

その他にも様々な種類の認可外保育施設があります。いずれも保護者の方と園との直接契約となるので、申込みの際は予約金等があるかや、認可も同時に申し込む場合の取扱いなど園に確認してください。



2 認可保育所等の申請について

(1) 教育・保育給付認定

認可保育所等の利用には、お子さんが保育を必要とするかどうか(※)、また、保育所等の利用可能時間を決めるための、教育・保育給付認定を申請してください。

※ 保育の必要性の認定：保護者全員(例えば両親とも)が就労、妊娠・出産、病気、介護、就学、

求職活動(仕事探し)などのいずれかに当てはまるか(くわしくは区役所で配布及びHPに掲載の

「利用案内」をごらんください。)

(2) クラス年齢について

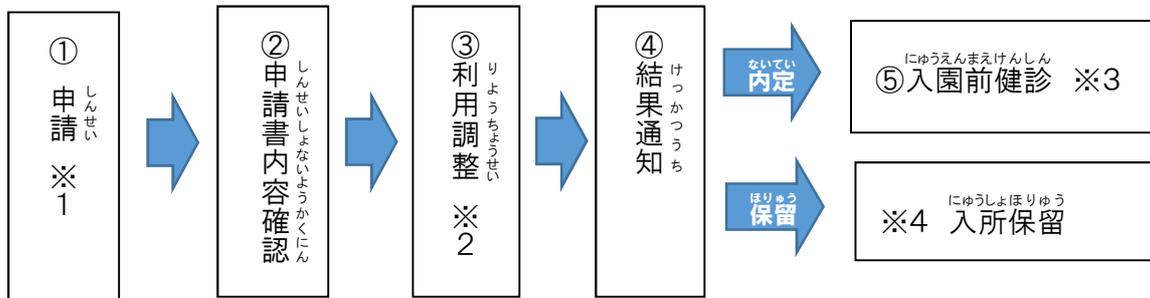
4月1日時点での満年齢に心じてクラス分けされます(保育園によって受入れ月齢が異なります。0歳児クラスがない施設もありますので、必ず確認してください。)

(3) 開所時間について

基本的に7:00～18:00（または7:30～18:30）、延長保育時間7:00～20:00となります。園によって違いますのでご確認ください。

家庭的保育や小規模保育事業の一部の施設は、原則8:30～17:00で、土曜日は開いていないのでご注意ください。

(4) 手続の流れ



※1 利用したい月の前の月の10日（10日が土日祝日の場合はその前の役所が開いている日）までに、住民票がある区役所に申請します。4月入所手続のスケジュールは例年10月から配布される「利用案内」で確認してください。

※2 受入可能数以上の申請があった場合は、利用調整基準に基づき各世帯の保育の必要性の度合いを点数化し、必要度の高い方から希望園に内定します。

※3 内定となったお子さんは入園前健診を受けます。集団生活が可能と確認され入所決定となった場合は、1日からの入所として利用料を決定します。

※4 入所できず保留となった場合は、3月までは申請は有効で、空きが出たら随時利用調整します。住所・希望園等の変更や、3月までは入所しない場合は、必ず届け出てください。

3 一時保育、リフレッシュ保育について

週3日まで、もしくは時々子どもを預けたい方の預け先として、認可保育所の一時保育、川崎認定保育園のリフレッシュ保育などがあります。

◆ 認可保育所の一時保育

実施している園に事前の登録（1園のみ）が必要です。希望者が多く、利用することができない場合もありますので、早めに園にご確認ください。

川崎市内の保育所等は、特に0～2歳児クラスは定員に比べて希望が多く、希望通りに入所できないことが多くなっています。申請する時は、無理なく通える範囲でできるだけ多くの希望施設を記入することをお勧めします。また転園（入った後に園が変わること）は難しいので開所時間、自宅からのアクセスや距離などがご家庭に合っているか十分に確認してください。（園への送迎に自家用車は原則ご利用できません。）